

7月11日(金)から「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を郵送します



新しい資格確認書等が届いたら、住所・氏名等の記載内容を確認の上、8月1日(金)からご使用ください。古い保険証や資格確認書等は、8月1日(金)以降に、はさみ等で裁断して破棄するか保険課へご返却ください。

【資格確認書等の名称と配達期間等】

資格確認書等の名称	対 象	宛 先	配達期間
国民健康保険資格確認書	国民健康保険の被保険者でマイナ保険証 ^{※1} を持っていない方	世帯主	7月11日(金)～23日(水)
国民健康保険資格情報のお知らせ	国民健康保険の被保険者でマイナ保険証を持っている方		
国民健康保険高齢受給者証 (「資格確認書兼高齢受給者証」または「資格情報のお知らせ」)	国民健康保険の被保険者で70～74歳の方		
後期高齢者医療資格確認書 ^{※2}	後期高齢者医療制度の被保険者	被保険者本人	

※1 マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録がされたマイナンバーカードのことです。

※2 暫定的な運用として、マイナ保険証の保有の状況に関わらず、後期高齢者医療保険被保険者全員に交付します。

■配達期間内に受け取れなかった場合は、保険課で受け取りができます

配達期間内に不在等で受け取ることができなかった方は、7月28日(月)以降(土・日曜日、祝日を除く)の午前8時30分～午後5時15分に、窓口に来る方の本人確認ができるもの(顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証等)の場合はいずれか1点、その他(資格確認書等・介護保険証・通帳等)の場合はいずれか2点)をお持ちの上、保険課へお越しください。

※国民健康保険の被保険者については、世帯主と同一世帯でない方が受け取りに来る場合は委任状が必要となります。

■資格確認書・高齢受給者証の有効期限は、8月1日～令和8年7月31日(1年間)です

資格情報のお知らせには有効期限はありません。ただし、国民健康保険の被保険者で下表の事項に該当する方は有効期限が異なりますので、ご注意ください。

【資格確認書等の有効期限が異なる方と有効期限等】

対 象	有効期限	変更理由および新しい資格確認書等について
8月以降に70歳になる方	誕生月の月末 (1日が誕生日の場合は誕生月の前月末)	誕生日の翌月(1日が誕生日の場合は誕生月)から使用する高齢受給者証が一体となった資格確認書または資格情報のお知らせを郵送します。
8月以降に75歳になる方	誕生日の前日	国民健康保険の加入は74歳までです。誕生日から後期高齢者医療保険へ変更となるため、誕生月の前月中旬に加入通知を別途郵送します。
外国籍で8月以降に在留期間が満了となる方	在留期間満了日	在留期間の更新後、在留カードをお持ちになり、保険課へお越しの上、有効期限を更新してください。

■進学や施設入所等で村外へ住民票を移した方も、資格確認書等の交付が受けられます

村外へ住民票を移した方は、以下のものをお持ちの上、保険課へ申請してください。

▽**学生の方**…在学証明書(令和7年4月1日以降に発行のもの)、対象者と世帯主のマイナンバーカード、窓口に来る方の本人確認ができるもの ※在学証明書の取得に日数がかかる等の場合はご相談ください。

▽**施設等入所の方**…在園証明書、対象者と世帯主のマイナンバーカード、窓口に来る方の本人確認ができるもの ※在園証明書は役場へ直接郵送する施設もありますので、入所している施設にご確認ください。

■就職等で他の健康保険に加入した方は、国民健康保険をやめる手続きが必要です

新しい資格確認書等と国民健康保険の保険証または資格確認書等をお持ちになり、保険課へお越しの上、国保をやめる手続きをしてください。所定の手続きがない場合、国保税が賦課され続ける可能性があります。

【問い合わせ】保険課医療保険担当(役場行政棟1階 ☎282-1711) ▽国民健康保険に関すること…内線1171～1173 ▽後期高齢者医療保険に関すること…内線1174・1175)